

<p>H21.12.3</p>	<p>国土交通省が「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」を設置</p> <p>【設置目的】 できるだけダムにたよらない治水への政策転換を進めるため、幅広い治水対策案の立案手法や新たな評価軸などを検討し、今後の治水理念を提言</p>										
<p>H21.12.15</p>	<p>前原国土交通大臣が、ダム事業に関係する道府県知事へ「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H21年末迄に、検証の対象となるダム事業と継続して進めるダム事業に区分 ・ 補助ダムの進め方は、基本的に各道府県の判断を尊重 ・ 検証対象ダムは、国の有識者会議が示す新基準に沿って各地方で検証 ・ 検証を行った上で、各地方がその後の事業の進め方を判断することを要請 										
<p>H21.12.25</p>	<p>国土交通省が「検証の対象とするもの」と「事業を継続して進めるもの」の区分を発表</p> <p>下記以外は検証対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既にダムに頼らない治水対策の検討が進んでいるもの ・ 既存施設の機能増強を目的としたもの ・ H21年11月までにダム本体工事の契約を行っているもの <table border="1" data-bbox="1083 1209 1422 1373"> <tr> <td>全国</td> <td>90ダム</td> </tr> <tr> <td>・直轄</td> <td>27ダム</td> </tr> <tr> <td>・水機構</td> <td>5ダム</td> </tr> <tr> <td>・補助</td> <td>58ダム</td> </tr> </table>	全国	90ダム	・直轄	27ダム	・水機構	5ダム	・補助	58ダム		
全国	90ダム										
・直轄	27ダム										
・水機構	5ダム										
・補助	58ダム										
<p>H22.9.27</p>	<p>有識者会議が新基準(今後の治水対策のあり方について中間とりまとめ)を公表</p>										
<p>H22.9.28</p>	<p>国土交通大臣が、各地方整備局及び水資源機構へ検証に係る検討を指示。道府県知事へ検証に係る検討を要請。</p> <table border="1" data-bbox="1083 1736 1422 1935"> <tr> <td colspan="2">【最終検証対象】</td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td>84ダム</td> </tr> <tr> <td>・直轄</td> <td>26ダム</td> </tr> <tr> <td>・水機構</td> <td>5ダム</td> </tr> <tr> <td>・補助</td> <td>53ダム</td> </tr> </table>	【最終検証対象】		全国	84ダム	・直轄	26ダム	・水機構	5ダム	・補助	53ダム
【最終検証対象】											
全国	84ダム										
・直轄	26ダム										
・水機構	5ダム										
・補助	53ダム										

国が示した個別ダム検証の進め方

